

令和2年第1回愛荘町議会臨時会会議録

令和2年4月20日（月）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案趣旨説明
日程第 4 承認第 1号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
日程第 5 承認第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
日程第 6 承認第 3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
日程第 7 承認第 4号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることについて
日程第 8 議案第34号 契約の締結につき議決を求めることについて
日程第 9 議案第35号 契約の締結につき議決を求めることについて
日程第10 議案第36号 契約の締結につき議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 吉岡忍ミ子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君

13番 辰 己 保 君

14番 河 村 善 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	福祉担当政策監	岡部得晴君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	税 務 課 長	北村章夫君
福 祉 課 長	田中孝幸君	子ども支援課長	森 まゆみ君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 郁 子 書 記 宮 川 佳 衣 奈

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。座って失礼をいたします。
- ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和2年第1回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会します。
-

◎開議の宣告

- 議長（河村善一君） これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（河村善一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番 村西作雄君、3番 森野 隆君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（河村善一君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。
- お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日のみと決定いたしました。
-

◎町長提案趣旨説明

- 議長（河村善一君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。
- 〔町長 有村国知君登壇〕
- 町長（有村国知君） 令和2年第1回愛荘町議会臨時会の提案趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、全国的かつ急速な蔓延による国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼす事態が発生したと判断され、政府において4月7日に緊急事態宣言が発令されました。

さらに、4月16日には実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。町においても、これを受け、これまで実施してきた庁内の対策会議を法定の「新型コロナウイルス対策本部」に改組し、情報の発信、対策の推進に当たっています。

現時点において町内での患者発生は確認されておりませんが、住民の皆さまへも各種の予防措置の啓発、ご協力もお願いし、町一丸となって対応を行っているところでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応は、感染予防の側面のみならず経済に及ぼす影響への対処を行う必要があります。国では新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、これまでにない総額108兆円規模の経済対策を打ち出しました。

既に報道がなされておりますが、国民一人当たり現金10万円の一律給付や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用などの取り組みを、当町においても国の補正予算成立後、遅滞なく進めてまいります。

加えて、住民の皆さまにはご不便をおかけしておりますが、引き続き、不要不急の外出を自粛いただくとともに、咳エチケットや手洗いの徹底などの実施に加え、密閉・密集・密接の、いわゆる三密の環境を避けるなどの感染症対策に努めていただくようお願い申し上げます。ご自身を守るため、皆さまのご家族や大切な人を守るため、私たちが生活するこの社会のため、町民一丸となってこの難局を乗り越えてまいりましょう。

それでは、臨時会に提案いたします案件についてご説明をいたします。承認案件4件・契約議決案件3件をご提案させていただきました。

まず、「承認第1号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

「承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税額および介護納付金課税額の課税限度額、ならびに5割軽減

および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

「承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」は、介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

承認第4号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策として民間保育所への補助金等交付について、国の補正予算による追加を3月27日付けで専決処分を行ったものでございます。

次に、契約の締結につき議決を求めることについてでございます。

議案第34号・議案第35号・議案第36号の契約の締結につき議決を求めることにつきましては、愛知中学校校舎等大規模増改築事業の契約を締結するものでございます。

以上、承認案件4件・契約議決案件3件を令和2年第1回愛荘町議会臨時会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明といたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第4、承認第1号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。上林総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書1ページ、承認第1号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月31日付けで次のように専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、ご報告し承認をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されることなどから、本条例の規定についての所要の改正を行うものでございます。

改正理由・要旨につきましては別冊改正条例説明資料の1ページから8ページ、裏面の9ページから47ページにつきましては新旧対照表でございます。

この改正条例の要旨は、1ページの1番から8ページの43番まで記載をしております。今回の改正箇所が多いため、地方税法の改正による条項の挿入や条項のずれ、あるいは改元の改正などを除いて、住民に関係する主な改正点についてご説明を申し上げます。

それでは、説明資料の方でお願いをいたします。

まず、1ページの1番で第24条第1項は非課税措置について「寡夫」の文言を除き「ひとり親」に改め、2番の第34条の2の改正は所得控除に「ひとり親控除」を追加するもので、施行日は令和3年1月1日でございます。

次、4番の第36条の3の2の改正は、給与所得者が単身で児童を扶養している者、いわゆる単身児童扶養者でございますけれども、該当する場合において、その旨の記載を不要とするなどの所要の措置で施行日は令和2年4月1日でございます。

次、5番、第36条の3の3の改正内容は、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするなどの所要の措置で施行日は令和2年4月1日でございます。

次、2ページをお願いいたします。8番の第54条第5項の改正内容は、法規定の新設に合わせて新設される項目で、調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない資産で、現に使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる規定で、施行日は令和2年4月1日でございます。

また、12番、第73条の改正は、固定資産税の課税資料である地籍図について情報公開請求の適用除外とするための改正でございます。近年、全国の市町村に対し特定の業者が情報公開請求をして地籍図、いわゆる地番図でございますが、データを取得しようとしております。県内市町においてもその対応に苦慮しておりますけれども、愛荘町においても、この改正をすることで個人情報を含む課税データの保護を図るものでございます。施行日は令和2年4月1日でございます。

次、3ページでございます。13番、第74条の3の改正内容は、先ほど8番に関連して、登記書に所有者として登記等されている個人が死亡している場合に、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定で、施行日は令和2年4月1日でございます。

15 番、第 94 条第 2 項の改正内容は、軽微な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和 2 年 1 0 月 1 日から 2 段階で見直しをされるものでございます。施行日は、改正条文第 1 条の施行日が令和 2 年 1 0 月 1 日、同じく第 2 条の改正は令和 3 年 1 0 月 1 日でございます。

次、5 ページをお願いいたします。2 5 番、付則第 17 条第 1 項の改正は、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地のほか耕作放棄地、管理を放棄された森林など低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設で、施行日は土地基本法等の一部を改正する法律附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日でございます。

次、26 番、付則第 17 条の 2 第 1 項および第 2 項の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年延長するもので、施行日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。

なお、以降の第 2 条および第 3 条につきましては、法改正に伴う条項のずれ等で、説明は省略をさせていただきます。

以上、ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。1 1 番、瀧 すみ江君。

○1 1 番（瀧 すみ江君） 1 1 番、瀧 すみ江。反対討論を行います。

承認第 1 号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてに対し、反対を表明します。

この内容の中で、未婚また非婚のひとり親に寡夫控除を適用し、未婚、死別の場合とすべて同等とする措置が盛り込まれました。長年にわたる国民の要求が実現したものです。男性のひとり親と女性のひとり親の不公平も解消するものであり、賛成するものです。また、その他のほとんどの条例改正についても賛成します。

しかし、第 48 条また第 50 条の改正では、法人税法において連結納税を廃止し、通算法人ごとに申告を行うことに伴う規定の整理により条項のずれによる改正であり、また、第 52 条では規定の削除が行われています。すなわち、事務の簡素化です。新制度になっても基本的に変わりません。財界の要望を受けた法整備を申し上げ、反対をいたしま

す。

これは 2020 年度政府予算案と同時に閣議決定された税制改正大綱の中で、大企業の税負担を大幅に引き下げてきた連結納税制度について、これまで個別企業の会計に間違いがあった場合、グループ全体の会計をやり直す必要があったものを、個別企業の会計を修正するだけでよいとするなど、事務負担を軽減し使い勝手を更によくするための措置です。

消費税 10%増税は物価を引き上げ、国民の実質所得を減らします。賃金が増えず、年金が削減されている現状で、消費が冷え込むのは当然です。加えて、社会保障の負担増と給付減が、国民から購買力を奪いました。新型コロナウイルス感染症の広がりによって生産が滞り、景況が悪化しています。倒産する中小企業も出ています。

今年度の国の一般会計当初予算では消費税収入が 21.7 兆円と見積もられ、初めて所得税収入を抜いて、最も多い税収項目となりました。その一方で法人税収入は 12.1 兆円と、消費税のほぼ半分にしかありません。町民法人税にも影響を及ぼしています。

大企業優遇税制を正し、負担能力に応じた税制改革を求めるとともに、低迷する日本経済と国民生活を立て直すために、直ちに消費税を 5%に戻すことを主張して、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 承認第1号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて賛成討論を行います。

今回の改正は、地方税法一部改正などにより所要の改正が行われるもので、町民税においては一定の条件で非課税対象となっていた寡夫など婚姻歴があったものに限定されていたものを、今回の改正により配偶者が死亡している寡夫と婚姻歴の有無に関わらず子を扶養とするひとり親として整理され非課税の対象を拡大する改正や、固定資産税においては相続調査を尽くしても相続人を明らかにできなかった所有者不明土地等において当該固定資産を利用しているものを所有者とみなして課税できる改正、そして課税資料である地籍図を情報公開請求の対象除外とすることで納税者の個人情報への更なる保護を図ることなどが主な改正内容となっております。

また、改元についての修正や条ずれなど、いずれも税務行政を推進するために不可欠な改正であり、今回の愛荘町税条例等の一部を改正に賛成するものであります。

議員各位におかれましても、改正趣旨にご理解いただきご賛同をお願いして、賛成討

論といたします。

○議長（河村善一君） ほか討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、承認第1号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第5、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。上林総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書11ページでございます。

承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月31日付けで、次のように専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、報告し承認をお願いするものでございます。

別冊改正条例説明資料でご説明申し上げます。48ページでございます。48ページから49ページ、50ページから52ページは新旧対照表でございます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額ならびに5割軽減および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたことにより、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、第2条課税額におきまして、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について現行61万円から63万円へ2万円引き上げ、介護納付金課税額の現行

16万円を17万円に1万円引き上げるとともに、第21条、国民健康保険税の減額におきまして、国民健康保険の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を現行28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を現行51万円から52万円に引き上げるものでございます。

また、付則第11条および第12条の改正は、本年の所得税法の改正において個人が都市計画区域にある低未利用地を譲渡した場合に、一定の要件を満たすときは、その年中の長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されたことから、国民健康保険税の算定においても同様に控除することに伴う改正でございます。

以上、施行日は令和2年4月1日でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対を行います。

国は、「骨太方針2019」で国保特別会計への法定外繰入削減を強く求めていきました。しかし、一方で国は、税の法定減額適用者数に応じて自治体に財源配分を行っています。本町では約1,600万円と推察します。国保加入2325世帯中、軽減措置世帯が1,183世帯と、約5割が軽減措置を受けています。

軽減判定所得の算定から算定が引き上げられることは是とするわけですが、軽減額が引き上げられたとは言え、税負担の軽減の根本的解決にはなっていません。軽減措置の算定には所得を用いています。国保加入者には低所得者が多いのです。国保税は所得の有無に関係なく応益割が賦課されています。

軽減措置は応益割を含めた国保税の軽減率であり、低所得者には税の逆進性を解決するものではありません。払いたくても払えない状況から脱することは容易ではありません。よって、応益割の廃止を何としても行う、このことを強く主張して反対討論とします。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、賛成討論を行います。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度ならびに5割軽減および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されるもので、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額の引き上げは高所得世帯への対応負担拡大と、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げることについては低所得世帯に対しての救済処置の拡大ととらえることができます。

以上のことから、私は今回の国民健康保険税条例の改正について賛成するものです。議員各位におかれましても、改正趣旨にご理解をいただき賛同をお願いし、賛成討論いたします。よろしく申し上げます。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第6、承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。岡部福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、説明させていただきます。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。地方税法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第

3項の規定によりご報告し承認をお願いするものでございます。

別冊改正条例説明資料にてご説明をいたしますので、53ページをお願いしたいと思います。

まず、改正の理由でございます。今回の改正につきましては、介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、消費税率10%への引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施をするため、所得段階第1段階から第3段階の保険料につき所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、所得の少ない第1号被保険者の第1段階から第3段階までのものに対し、令和2年度の減額賦課に係る保険料率を定めるものでございます。

具体的には第1段階の賦課年額2万4,750円を1万9,800円に、第2段階については4万1,250円を3万3,000円に、第3段階については4万7,850円を4万6,200円に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の規定は令和2年度の保険料から適用し、令和元年度以前の年度の保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

54ページは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。この措置によりまして、令和2年度の介護保険の財政状況というのはどのようになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 田中福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 西澤議員のご質問にお答えします。

この改正によりまして減額する部分の保険料につきましては、国・県および町からの持ち出しによって対応させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員です。よって、承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第7、承認第4号 令和元年度一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。上林総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書15ページをお願いいたします。

承認第4号 愛荘町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月27日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

それでは、第10号のご説明でございますけれども、今回の補正につきましては、新型コロナウイルス対策にかかる補正予算でございます。

主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として学童保育所開設に伴う6ヵ所分の特別開所に伴う人件費、民間保育所5施設に対する限度額50万円の補助金等でございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ454万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,126万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。13 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 3 節児童福祉費補助金 454 万 5,000 円の追加は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応の実施に伴う計上で、1 つ目として小学校休校による学童保育所特別開所に伴う人件費補助および感染拡大防止として消耗品等の購入費補助、2 つ目として保育所の感染拡大防止対策のため、民間保育所 1 ヶ所当たり 50 万円限度に 5 施設に交付されるもので、いずれも国の全額補助でございます。

次に、歳出で 7 ページをお願いいたします。3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 13 節委託料のうち、学童保育所運営委託料 102 万 6,000 円は小学校の休校による 6 ヶ所分の学童保育所特別開所に伴う人件費、放課後児童健全育成事業委託料 51 万 9,000 円は感染拡大防止のため石鹼やアルコールの消耗品等の購入でございます。

次、19 節負担金補助及び交付金保育所運営対策事業費補助金 250 万円は、民間保育所 5 施設分、1 施設限度額 50 万円で本年 1 月 16 日以降の購入分が対象となるもので、主に空気清浄機や石鹼等の購入に対する補助金でございます。

次に、4 目保育園費 11 節需用費の消耗品 43 万 9,000 円はつくし保育園で使用する液体石鹼やフードボックスなどの購入、18 節備品購入費 6 万 1,000 円はつくし保育園の煮沸消毒器の購入でございます。

以上が、令和 2 年 3 月 27 日付けで行いました専決補正による一般会計補正予算の報告でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第 4 号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員です。よって、承認第 4 号 令和元年度一般会計補正

予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第8、議案第34号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。青木教育次長。

〔教育次長 青木清司君登壇〕

○教育次長（青木清司君） それでは、議案書16ページをお願いいたします。

議案第34号 契約の締結につき議決を求めることについてご説明させていただきます。

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

記

契約の目的 令和元年度工事第30号
愛知中学校校舎等大規模増改築工事（建築）

契約の方法 一般競争入札

契約金額 18億8,870万円

契約の相手方 住所 蒲生郡日野町松尾五丁目1番地

氏名 奥田・伊藤建設工事共同企業体 代表取締役 古谷孝

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員です。よって、議案第34号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第9、議案第35号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。青木教育次長。

[教育次長 青木清司君登壇]

○教育次長（青木清司君） 議案書17ページをお願いいたします。

議案第35号 契約の締結につき議決を求めることについてご説明させていただきます。

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

記

契約の目的 令和元年度工事第31号

愛知中学校校舎等大規模増改築工事（電気設備）

契約の方法 一般競争入札

契約金額 4億150万円

契約の相手方 住所 大津市晴嵐一丁目3番15号

氏名 株式会社 ケイテック 代表取締役 草野吉方

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員です。よって、議案第35号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第10、議案第36号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。青木教育次長。

〔教育次長 青木清司君登壇〕

○教育次長（青木清司君） 議案書18ページをお願いいたします。

議案第36号 契約の締結につき議決を求めることについてご説明させていただきます。

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

記

契約の目的	令和元年度工事第32号 愛知中学校校舎等大規模増改築工事（給排水冷暖房設備）
契約の方法	一般競争入札
契約金額	2億6,895万円
契約の相手方	住所 愛知郡愛荘町安孫子249番地 氏名 株式会社 湖東工業所 代表取締役 上林清作

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員です。よって、議案第36号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（河村善一君） これで本日の日程はすべて終了しましたので会議を閉じます。

これをもって令和2年第1回愛荘町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時48分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議会議員 2 番

令和 年 月 日 議会議員 3 番